

電子申込型電子募集取扱業務等に関する規程

(目的)

第1条

本規程は、当社が行う電子申込型電子募集取扱業務等について、ホームページ等による表示、取引、業務管理体制の整備、募集又は私募の取扱いに関する社内体制の整備、審査、情報開示、内部管理体制、顧客管理体制などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子募集取扱業務…金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の2第1項第6号に規定する電子募集取扱業務をいい、金商法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に限り、金融商品取引法施行令第15条の4の2各号に規定されるものを除く。）を対象とするものに限る。
- (2) 電子申込型電子募集取扱業務…電子募集取扱業務のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第70条の2第3項第1号及び第2号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務をいう。
- (3) 電子申込型電子募集取扱業務等…電子申込型電子募集取扱業務及び当該業務において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。
- (4) 募集又は私募の取扱い…金商法第2条第8項第9号に規定する募集又は私募の取扱いをいう。
- (5) 事業者…金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産を充てて行われる出資対象事業（金融商品取引法施行令第15条の4の2第7号に規定する出資対象事業を除く。以下同じ。）を行う者をいう。
- (6) 出資対象事業の持分に係る契約…金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に出資する顧客と事業者との間で締結される当該みなし有価証券の持分等に関する契約（組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約等をいう。）をいう。
- (7) 募集・私募の取扱い契約…第30条第1項第1号に規定する募集又は私募の取扱いに関する契約をいう。
- (8) 業務委託等の契約…第30条第1項第2号に規定する募集又は私募の取扱いの対象となる有価証券に係る出資対象事業に関する業務委託等に関する契約をいう。

- (9) ホームページ…当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法をいう。
- (10) 電子メール等…ホームページの方法による募集又は私募の取扱いを行う場合において、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法(音声の送受信による通話を伴う場合を除く。)をいう。
- (11) ホームページ等…ホームページ及び電子メール等をいう。

(適切な情報開示)

第3条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、投資者が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報を、当社の運営するホームページ等を用いて表示し、その情報の周知に努めなければならない。

(募集又は私募の取扱いの期間中の閲覧)

第4条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、募集又は私募の取扱いに関する申込期間中は、当社の運営するホームページにおいて、当該募集又は私募の取扱いの内容を投資者が閲覧できる状態におかななければならない。

(電子募集取扱業務についての情報提供)

第5条

当社は、金商法第43条の5に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第146条の2の規定を遵守するものとする。

2 当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第146条の2第3項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。

- ① 電子申込型電子募集取扱業務等として行う旨
- ② 電子申込型電子募集取扱業務において取り扱う有価証券について金商法第2条第8項第9号に掲げる行為(電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。)を自ら行う場合にはその旨
- ③ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に関して、金融商品取引法上の開示は義務付けられていない旨
- ④ 事業者が作成する出資金の使途等に関する書類(第34条第1項及び第2項に掲げる書類)について、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けていない場合にはその旨
- ⑤ 分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当することがある場合にはその旨
- ⑥ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、その換金性が著しく乏しい場合などの場合にはその旨

- ⑦ 出資対象事業の終了までの間、出資対象事業の持分に係る契約の中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨及びその制限の内容
 - ⑧ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、当該有価証券の売買を行ったとしても、その権利の移転が事業者認められない可能性がある場合にはその旨
 - ⑨ 顧客が取得する有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること
 - ⑩ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、電話又は訪問の方法により回答することができないこと。
 - ⑪ 顧客が電子申込型電子募集取扱業務等に関して当社に照会する場合の連絡方法
 - ⑫ 目標募集額に達しない場合であっても、当社が事業者募集申込金を支払う場合にはその旨
 - ⑬ 当社は、事業者の作成する出資金の使途等に関する書類（第 34 条第 1 項及び第 2 項に掲げる書類）について、当該当社の運営するホームページ等の顧客専用画面において顧客に提供を行う旨
 - ⑭ 事業者と当社との間で利害関係が認められる場合にはその内容
 - ⑮ 特定のみなし有価証券を推奨するために追加の手数料等を徴求する場合にはその旨
 - ⑯ クーリングオフ（募集又は私募の申込みの撤回及び契約の解除）が行われる場合の出資対象事業の持分に係る契約の申込みの撤回又は契約の解除の方法及びその場合の返金方法
 - ⑰ 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に投資するに当たってのリスク
- 3 当社は、前項第 3 号から第 9 号まで、第 12 号及び第 17 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じるものとする。

（契約締結前交付書面の交付）

第 6 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、契約締結前交付書面を交付するに当たっては、前条第 2 項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）を含めて記載するものとする。

- 2 前項の場合において、前条第 3 項に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じるものとする。

（標識の掲示）

第 7 条

当社は、金商法第 36 条の 2 第 1 項の規定により同項の標識に表示されるべき事項を当該当社の運営するホームページにおいて表示するものとする。

（広告等規程の遵守）

第 8 条

当社は、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規程」の規定を遵守して、電子申込型電子

募集取扱業務等を行わなければならない。

(訪問又は電話の禁止等)

第9条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為（有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い）を行ってはならない。

(当社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第10条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、当社の親法人等又は子法人等が発行する有価証券について電子募集取扱業務等を行ってはならない。

(顧客の適合性)

第11条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに定款及び諸規程（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業姿勢に徹するものとする。

2 当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的等に照らして、適切にその業務を行うものとする。

(取引開始基準)

第12条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、「顧客管理に関する規程」に従い、「顧客管理に関する規程」に適合した顧客との間で金融商品取引契約の締結をするものとする。

(自己責任原則の徹底の表示)

第13条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客に対して、顧客自身の判断と責任において金融商品取引を行うべきものであることを、当社の運営するホームページ等を用いて表示しなければならない。

(中途での解約の禁止又は制限についての表示)

第14条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、出資対象事業の性質上、又は出資対象事業の持分に係る契約により、その事業の終了までの間、中途での解約が禁止又は制限されている場合には、その旨を当該当社の運営するホームページ等を用いて表示するものとする。

(禁止行為)

第 15 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に係る金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為において、投資勧誘を行う際には、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。
- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。
- (4) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

(名義貸しの禁止)

第 16 条

当社が行う電子申込型電子募集取扱業務等において、当社は、自己の名義をもって、他人に電子申込型電子募集取扱業務等を行わせてはならない。

(当社の役職員等による購入条件及びその開示)

第 17 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、自社の役職員等が当社が募集又は私募の取扱いを行う有価証券を購入する場合の購入条件について、顧客と比べて有利とならないようにするものとする。

- 2 当社は、前項の購入条件について、ホームページ等で表示を行うこととする。

(特定のみなし有価証券を推奨するための募集又は私募の取扱いのホームページ等での手数料等の表示)

第 18 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、募集又は私募の取扱いの申込期間の終了（申込期間が延長された場合には延長後の申込期間の終了）までの間、事業者との申し合わせにより、特定のみなし有価証券の購入を推奨しその購入申込の促進等を目的としてホームページ等での表示を行い、かつ、当該事業者より当該表示に伴う追加の手数料等を徴求することとした場合には、その内容をホームページ等で表示するものとする。

(反社会的勢力排除のための契約内容)

第 19 条

当社は、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約において、次の各号に掲げる事項を

定めるものとする。

- (1) 事業者が反社会的勢力（「反社会的勢力対応規程」第2条に規定する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）ではない旨の確約をすること。
- (2) 前号の確約が虚偽であると認められたときは、当社の申出により、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約が解除されること。
- (3) 事業者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社の申出により、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約が解除されること。

（反社会的勢力の排除）

第20条

当社は、事業者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約を締結しないものとする。

- 2 当社は、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約を締結した後に、事業者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、募集・私募の取扱い契約及び業務委託等の契約に基づく契約上の行為を行わないものとする。

（募集又は私募の取扱いに関する審査の独立性の確保）

第21条

当社は、第26条に規定する審査を行うため、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 審査業務を遂行する担当者（以下「審査担当者」という。）は、当該審査案件に係る募集又は私募の取扱いを推進する業務（営業業務）に携わらないこと。
- (2) すべての審査案件について、第36条に規定する電子募集業内部管理統括責任者を含む複数人で構成される会議体により、募集又は私募の取扱いを行うかの判断を行うこと。
- (3) 第36条に規定する電子募集業内部管理統括責任者が、募集又は私募の取扱いの判断に係る資料及び情報の重要性について分析及び評価を行い、募集又は私募の取扱いを行うかの判断について、その過程の適正性を確認すること。

（審査に係る社内規程及び社内マニュアルの整備）

第22条

当社は、募集又は私募の取扱いに関する審査を行うに際して、審査項目を第27条に定める（以下「審査項目」という。）。

- 2 当社は、審査項目について審査するための手順に関する社内マニュアルを定めるものとする。
- 3 当社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が求める場合には、前2項に規定する本規程及び社内マニュアルを一般社団法人第二種金融商品取引業協会に提出しなければならない。

（社内規程等の充実）

第23条

当社は、本規程及び前条の社内マニュアルについて、適宜、その内容を見直し、充実させるものとする。

(社内記録の作成、保存)

第 24 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、保存するものとする。

(1) 募集又は私募の取扱いに関する審査において収集した資料及び情報（当該募集又は私募の取扱いの判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価に関する記録

(2) 募集又は私募の取扱いを行う判断の基となった資料及び情報並びに当該判断の形成過程に係る記録

2 前項の場合において、当社は、金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号イに関する記録について、同条第 3 項の規定による保存期間を遵守するものとする。

(社内規程等の遵守の確認)

第 25 条

コンプライアンスオフィサー又は内部監査担当者は、本規程及び第 22 条第 2 項に定める社内マニュアルの遵守状況について、原則として 1 年に 1 回以上、検査を行わなければならない。

(適切な募集又は私募の取扱いに関する審査)

第 26 条

当社の審査担当者は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、審査項目について、適切に募集又は私募の取扱いに関する審査を行うものとする。

2 当社の審査担当者は、審査項目について審査するため、事業者に対して確認すべき内容を書面により送付し、その内容を書面により受領するよう努め、必要に応じて、当該事業者との間で面談を行うものとする。

(審査項目)

第 27 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、募集又は私募の取扱いを行うに当たっては、次に掲げる審査項目について適切に審査を行わなければならない。

イ) 資金調達者としての適格性

- ・ 事業の適法性及び社会性
- ・ 事業者の経営理念
- ・ 経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識
- ・ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排

除への仕組み及びその運用状況

ロ) 財政状態及び経営成績

- ・財政状態及び資金繰りの状況
- ・財政状態及び経営成績の変動理由の分析

ハ) 事業の計画及びその見通し

- ・事業計画の策定根拠の妥当性
- ・事業を巡る経営環境
- ・利益計画とその進捗状況

ニ) 事業のリスクに関する検討

- ・事業のリスクについての分析と評価

ホ) 調達資金の額、その使途

- ・調達する資金の調達額及びその使途の妥当性（事業計画との整合性）

ヘ) 事業者と当社との間の利害関係の状況

- ・出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況

ト) 経理の状況（分別管理の状況を含む）

- ・経理処理の適正性
- ・帳簿、伝票などの管理状況、領収書などの原始書類の保存状況
- ・会計専門家（公認会計士、公認会計士試験に合格した者、税理士、監査法人、税理士法人等）からの指摘事項の有無、指摘事項があればその対応状況

チ) 過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況

- ・資金調達の額及びその使途の状況
- ・事業計画との整合性

リ) 適切な情報提供を行う体制

- ・情報提供への適応力
- ・事業のリスクに関する情報提供の妥当性
- ・内部統制の整備及び運用の状況（外部監査が行われる場合に限る）

ヌ) その他必要と認める事項

(分別管理の徹底)

第28条

当社は、金商法第2条第2項第5号から第7号に掲げる権利について、電子申込型電子募集取扱業務等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを原本等により確認するものとする。

(金銭の流用が行われている場合の電子申込型電子募集取扱業務等の禁止)

第29条

当社は、金商法第2条第2項第5号から第7号に掲げる権利について、電子申込型電子募集

取扱業務等に関して出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、電子申込型電子募集取扱業務等をしないものとする。

(事業者との間の契約の締結)

第 30 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、あらかじめ、事業者との間で、以下の契約を締結しなければならない。

(1) 募集又は私募の取扱いに関する契約

(2) 募集又は私募の取扱いの対象となる有価証券に係る出資対象事業に関する業務委託等に関する契約

2 当社は、前項各号の契約を締結するに当たっては、本規程上の必要な規定が盛り込まれていることを確認しなければならない。

(募集申込金の管理等)

第 31 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、事業者が設定する目標募集額に達するまでの間は、金商法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項 14 号の 2 に規定する方法により、顧客の募集申込金その他の出資又は拠出に関する金銭を管理するものとする。

2 前項の目標募集額に達していない場合であっても、出資対象事業の持分に係る契約により事業者の出資対象事業が開始される（出資対象事業がすでに開始されている場合にあっては、当該出資対象事業に出資又は拠出される金銭により当該事業が継続して行われる場合を含む。）場合には、当社は、当該事業者に募集申込金を支払うことができる。

3 当社は、事業者が定める申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合の取扱いについては、募集・私募の取扱い契約で定めることとし、当該取扱いについて顧客に誤解を生じさせないよう必要な措置を取るものとする。

4 当社は、前 3 項の内容について、当社の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。

(募集又は私募の申込みの撤回及び契約の解除)

第 32 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等に関して、顧客が募集又は私募の申込みをした日から起算して 8 日を経過するまでの間は、当該顧客と事業者との間で締結される出資対象事業の持分に係る契約において、当該顧客が当該募集又は私募の申込みの撤回若しくは当該申込みに係る契約の解除ができることを確認するものとする。

2 当社は、前項の場合において、当該顧客がすでに募集申込金を払い込んでいる場合の返金方法について、当該顧客と事業者との間で締結される出資対象事業の持分に係る契約において定められていることを確認するものとする。

3 当社は、前 2 項の内容について、当該当社の運営するホームページ等を用いて表示を行うこ

ととする。

(特定有価証券等管理行為)

第 33 条

当社は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 16 号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 14 号の 2 に基づき特定有価証券等管理行為を行う。

- 2 当社は前項に規定する特定有価証券等管理行為を行う場合、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 14 号の 2 ロに基づき顧客の金銭を分別管理する。具体的には、信託銀行への金銭信託（当該金銭であることがその名義により明らかなものであって、当社を委託者とし、顧客を元本の受益者とするもののうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第 141 条第 1 項第 4 号に掲げる方法により運用されるもの）により、顧客の金銭と自己の固有財産とを分別して管理する。
- 3 当社は、以下の各号の事項について、契約締結前交付書面に記載するものとする。また、当社は、以下の第 1 号から第 3 号までの事項について、事業者との間で締結する第 30 条第 1 項第 1 号に規定する募集又は私募の取扱いに関する契約に規定するものとする。
 - (1) 預託を受ける金銭の範囲
 - (2) 事業者への金銭の送金手続き
 - (3) 顧客への金銭の支払い手続き
 - (4) 顧客への金銭の預託状況の通知方法
- 4 当社は、信託口座で預託されている顧客の残高及び顧客の入出金履歴を顧客のマイページ上に表示させることにより、顧客が常時閲覧できる状態にするものとする。
- 5 当社は、顧客の金銭を預託している信託口座において、顧客が金銭の入出金を行い、あるいは顧客に対して分配金又は償還金が払い込まれるなどして口座残高が直近で変動した時から 1 年間において、口座残高の変動がない顧客に対しては、当該口座内における金銭について、ファンドへの投資を促すとともに、投資を行わない場合には出金を行うよう要請することとする。かかる要請を行った後、6 か月間にわたり引き続き口座残高に変動がない顧客に対しては、当社は、再度上記要請を行うものとする。そのうえで、さらに 6 か月にわたり口座残高の変動がない場合には、当社は、当該金銭を投資に充てる意思がないものとみなし、顧客の出金口座に対して返金を行うこととする。

(発行者からの情報提供、閲覧)

第 34 条

当社は、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者が出資を行った顧客に対し、以下の各号の情報について、出資対象事業の計算期間の終了毎（当該事業の計算期間が 1 年を超えるものにあつては少なくとも年に 1 回とし、これらの契約において分配が行われるとされているときを含むものとする。）に適切に提供する旨が規定されていることを確認するものとする。ただし、1 年を超えて分配が行われない旨が業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約に規定されるとともに当社のホームページ等を用いて表示され、か

つ、その期間中、出資対象事業の進捗が当該ホームページ等を用いて最低1年に1回の頻度で定期的に表示される場合における、これらの契約において分配が行われるとされているときにおける情報提供及び最終の計算期間の終了時の情報提供以外については、この限りではないことを確認する。

① 計算期間の出資対象事業の概況及び出資金の使途並びに売上の状況その他のキャッシュフローの状況

② 計算期間における分配金及び償還金に関する次の事項

イ) 計算期間における分配金及び償還金の有無

ロ) 計算期間における分配金及び償還金の金額

ハ) 計算期間における一口当たりの分配金及び償還金の金額

③ 出資対象事業に関する売上に関する帳簿及び入金に関する確認（公認会計士、公認会計士試験に合格した者又は税理士により行われるものに限る。）が行われる旨

2 当社は、次項に掲げる事由に該当する場合には、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者が出資を行った顧客に対し、以下の各号の情報について、出資対象事業の計算期間の終了毎（当該事業の計算期間が1年を超えるものにあつては少なくとも年に1回とする。）に適切に提供する旨が規定されていることを確認するものとする。

① 前項各号に掲げる情報

② 計算期間の末日における出資金の額及び一口当たりの出資金の額

③ 事業者の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書類

④ 前号に規定する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し

⑤ 第3号に規定する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものでない場合には、その旨

3 前項本文に規定する事由とは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

① 金商業等府令第16条の3第1項に規定する算定方法による一の事業者の募集又は私募に係るみなし有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合。

② 金商業等府令第16条の3第2項に規定する算定方法による一の事業者の募集又は私募に係るみなし有価証券に対する1顧客当たりの個別払込額が500万円以上となる場合。

4 当社は、前項第1号の発行価額の総額が5億円以上又は前項第2号の1顧客当たりの個別払込額が500万円以上のいずれかに該当する場合には、業務委託等の契約及び出資対象事業の持分に係る契約において、事業者は、第2項第3号に規定する書類について、公認会計士又は監査法人の外部監査を受ける旨が規定されていることを確認するものとする。

5 当社は、業務委託等の契約に基づき、事業者に対して前4項の情報の提供を求め、業務委託等の契約の期間中、当該当社の運営するホームページにおける顧客専用画面において顧客の閲覧に供するものとする。

6 当社は、出資対象事業の計算期間が1年に満たない場合及び1年を超える場合のいずれであっても、事業者が取得する貸付債権に係る金銭消費貸借契約において、(i)定期的な資料（月次レポート（月次毎）、継続鑑定評価書、LTV（継続鑑定評価書のサイクルに準ずる：1年毎等）

及び DSCR テスト（利払いのサイクルに準ずる：3 か月毎等）報告等）の提出義務を定める規定、及び、(ii)貸付人からの合理的な要求がある場合に財務状況や営業に関する具体的な事項について報告を求めることができる旨の規定が定められていることを確認するものとし、計算期間の期中においても随時かかる報告書等をモニタリングするものとする。

（情報の転載禁止）

第 35 条

当社は、出資対象事業の持分に係る契約に基づいて、顧客は顧客専用画面で提供される出資対象事業に関する情報について、事業者の許可なく転載等を行ってはならない旨の周知に努めるものとする。

（電子募集業内部管理統括責任者の登録）

第 36 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等において、コンプライアンス部門責任者を電子募集業内部管理統括責任者と定め、所定の様式による届出書を遅滞なく、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に提出するものとする。

- 2 当社は、前項の届出内容に変更があった場合は、所定の様式による変更届出書を遅滞なく、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に提出するものとする。

（電子募集業内部管理統括責任者の資格要件）

第 37 条

当社の電子募集業内部管理統括責任者は、コンプライアンス部門責任者が務めるものとする。

（電子募集業内部管理統括責任者の責務）

第 38 条

電子募集業内部管理統括責任者は、自ら法令等を遵守するとともに、当社の役員又は従業員に対し、法令等を遵守した営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理が適正に行われるように、内部管理態勢の整備に努めるものとする。

- 2 電子募集業内部管理統括責任者は、当社における投資勧誘等の営業活動が法令等を遵守し適正に行われるよう、当該当社の役員又は従業員において、法令等に違反する事案が生じた場合には、法令等に照らし、適正に処理するものとする。
- 3 電子募集業内部管理統括責任者は、当社の投資勧誘等の営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会その他の自主規制機関との適切な連絡及び調整を行うものとする。
- 4 電子募集業内部管理統括責任者は、当社の投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を代表取締役社長に報告するものとする。

（電子募集業内部管理統括責任者への指示）

第 39 条

代表取締役社長は、電子募集業内部管理統括責任者がその職務を適確に遂行できるよう配慮するものとする。

- 2 代表取締役社長は、前条第 4 項の規定により電子募集業内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えるものとする。

(電子募集業営業責任者及び電子募集業内部管理責任者の配置等)

第 40 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等に係る投資勧誘等の営業活動及び顧客管理を適切に行うため、当該営業活動の実情に応じて、法令等に関する十分な知識及び経験を有する役職員を電子募集業営業責任者及び電子募集業内部管理責任者として、それぞれ 1 名以上配置するものとする。

- 2 電子募集業営業責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された電子申込型電子募集取扱業務等を行う役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督するものとする。
- 3 電子募集業内部管理責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された電子申込型電子募集取扱業務等に係る営業活動が法令等に準拠し適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行うものとする。
- 4 電子募集業営業責任者及び電子募集業内部管理責任者は、自らが責任者として任命された投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を電子募集業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けるものとする。
- 5 (意図的に削除)

(研修の受講)

第 41 条

当社は、電子募集業内部管理統括責任者について、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の事業年度毎に一般社団法人第二種金融商品取引業協会が実施する所定の研修を受講するものとする。ただし、電子募集業内部管理統括責任者のうち一般社団法人第二種金融商品取引業協会が別途定める場合においては、当該研修の受講は免除されることとする。

- 2 当社は、電子募集業営業責任者及び電子募集業内部管理責任者に対して、原則として 1 年に 1 回以上の社内研修を受講させるものとする。ただし、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が実施する所定の研修を受講した場合にあっては、当該社内研修の受講は免除されるものとする。

(配置状況の本協会への報告)

第 42 条

当社は、毎年 7 月末現在における電子募集業営業責任者及び電子募集業内部管理責任者の配置状況について、遅滞なく、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に報告するものとする。

(顧客管理記録及び確認記録等)

第 43 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等においても、「顧客管理に関する規程」に定める顧客カードの作成及び保存をするものとする。

- 2 当社は、「顧客管理に関する規程」、「取引時確認等に関する規程」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 当社は、「顧客管理に関する規程」に従い、顧客カード、確認記録及び取引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩してはならない。

(募集等の取扱いの報告)

第 44 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等を行った場合には、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に報告せしめるものとする。その具体的内容は一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定める規則又は細則等に従うものとする。

(ホームページ等のシステム管理)

第 45 条

当社は、電子申込型電子募集取扱業務等の円滑かつ適正な運営を図るため、当社の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行うものとする。

附 則

1. 本規程の改廃は、取締役会決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

以上

2018 年 5 月 24 日制定

2018 年 10 月 25 日改訂